

目次

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第一条関係）	1
○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（第二条関係）	76
○ 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（第三条関係）	79
○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（第四条関係）	81
○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第五条関係）	85

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>地方自治法施行令目次 第一編 総則 第二編 普通地方公共団体 第一章～第五章（略）</p>	<p>地方自治法施行令目次 第一編 総則 第二編 普通地方公共団体 第一章 総則 第二章 直接請求 第一節 条例の制定及び監査の請求 第二節 解散及び解職の請求 第三章 議会 第四章 執行機関 第一節 普通地方公共団体の長及び補助機関並びに普通地方公共団体の長と他の執行機関との関係 第二節 委員会及び委員 第一款 通則 第二款 選挙管理委員会 第三款 監査委員 第五章 財務 第一節 会計年度所属区分 第二節 予算</p>

(削る)

第六章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

第一節～第三節 (略)

第三節 収入

第四節 支出

第五節 決算

第六節 契約

第七節 現金及び有価証券

第八節 財産

第一款 公有財産

第二款 物品

第三款 債権

第九節 住民による監査請求

第十節 雑則

第六章 削除

第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

第一節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第一款 国地方係争処理委員会

第二款 国地方係争処理委員会による審査の手続

第三款 自治紛争処理委員会による調停、審査及び処理方策の提示の手続

第二節 普通地方公共団体相互間の協力

第一款 機関等の共同設置

第二款 職員の派遣

第七章 大都市等に関する特例

第一節・第二節 (略)

第八章 外部監査契約に基づく監査

第一節～第四節 (略)

第九章 恩給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職一時金の

基礎となるべき在職期間の通算

第十章 補則

第三編 特別地方公共団体

第一章～第四章 (略)

第四編 補則

附則

第三節 条例による事務処理の特例

第八章 大都市等に関する特例

第一節 大都市に関する特例

第二節 中核市に関する特例

第九章 外部監査契約に基づく監査

第一節 通則

第二節 包括外部監査契約に基づく監査

第三節 個別外部監査契約に基づく監査

第四節 雑則

第十章 恩給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職一時金の

基礎となるべき在職期間の通算

第十一章 補則

第三編 特別地方公共団体

第一章 削除

第二章 特別区

第三章 地方公共団体の組合

第一節 一部事務組合

第二節 広域連合

第三節 雑則

第四章 財産区

第四編 補則

附則

第二編 普通地方公共団体

第二章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第九十二条 条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿に条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写しを付して、地方自治法第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）に対し、署名（盲人が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下この節において同じ。）をし、印を押すことを求めなければならぬ。

② 条例制定又は改廃請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない。

③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村に

第二編 普通地方公共団体

第二章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第九十二条 条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿に条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写しを付して地方自治法第七十四条第五項に規定する選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）に対し、署名（盲人が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）をし印を押すことを求めなければならない。

② 条例制定又は改廃請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について前項の規定により署名し印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名し印を押すことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない。

③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村に

あつては一箇月以内でなければ求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内とする。

④・⑤ (略)

あつては一箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内とする。

④ 地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

- 一 任期満了による選挙 任期満了の前六十日に当たる日
- 二 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日
- 三 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条の二第二項に規定する統一対象再選挙又は補欠選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日又は当該選挙を行うべき期日(同条第三項の規定によるもの)については、参議院議員の任期満了の日)前六十日に当たる日のいずれか遅い日
- 四 都道府県の設置による都道府県の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第六条の二の規定により都道府県が設置された日
- 五 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日
- 六 市町村の設置による市町村の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第七条の規定により市町村が設置された日

第九十九条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び前条の規定は、地方自治法第七十五条第一項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条第六項各号

七 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十一条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第八条第一項の規定の適用がある場合には、同法第二条第一項に規定する市町村の合併の日）

八 前各号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日

⑤ 前項第三号又は第八号に規定する選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日とは、当該選挙に関し、公職選挙法第九十九条の五第四項第四号から第六号までに規定する告示があつた日をいう。

第九十九条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び前条の規定は、地方自治法第七十五条第一項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一項及び第二項	当該普通地方公共団体の長	監査委員
第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条第六項各号
普通地方公共団体の長	監査委員	

第九十二条第 一項	地方自治法第七十四条第 一項	地方自治法第七十五条第 六項において準用する同 法第七十四条第一項
第九十二条第 三項ただし書 及び第四項	地方自治法第七十四条第 七項	地方自治法第七十五条第 六項において準用する同 法第七十四条第七項
第九十四条第 一項	地方自治法第七十四条第 五項	地方自治法第七十五条第 六項において準用する同 法第七十四条第五項
第九十五条の 二	地方自治法第七十四条の 二第一項	地方自治法第七十五条第 六項において準用する同 法第七十四条の二第一項
第九十五条の 三	地方自治法第七十四条の 二第五項	地方自治法第七十五条第 六項において準用する同 法第七十四条の二第五項
第九十五条の 四	地方自治法第七十四条の 二第六項	地方自治法第七十五条第 六項において準用する同 法第七十四条の二第六項
第九十六条第 一項	(略)	(略)
同法第七十四条の二第六 項	同法第七十四条の二第六 項	同法第六項において準用 する同法第七十四条の二 第六項

第九十二条第 一項	地方自治法第七十四条第 五項	地方自治法第七十五条第 五項において準用する同 法第七十四条第五項
第九十二条第 三項及び第四 項	地方自治法第七十四条第 七項	地方自治法第七十五条第 五項において準用する同 法第七十四条第七項
第九十四条第 一項	地方自治法第七十四条第 五項	地方自治法第七十五条第 五項において準用する同 法第七十四条第五項
第九十五条の 二	地方自治法第七十四条の 二第一項	地方自治法第七十五条第 五項において準用する同 法第七十四条の二第一項
第九十五条の 三	地方自治法第七十四条の 二第五項	地方自治法第七十五条第 五項において準用する同 法第七十四条の二第五項
第九十五条の 四	地方自治法第七十四条の 二第六項	地方自治法第七十五条第 五項において準用する同 法第七十四条の二第六項
第九十六条第 一項	地方自治法第七十四条第 一項	地方自治法第七十五条第 一項
同法第七十四条の二第六 項	同法第七十四条の二第六 項	同法第五項において準用 する同法第七十四条の二 第六項

第九十八條の		第九十八條の 三第一項		(略)	(略)		第九十七條第 一項	第九十六條第 二項	
同法第七十四條の二第十		地方自治法第七十四條の 二及び第七十四條の三	(略)	(略)	(略)	(略)	地方自治法第七十四條第 五項	地方自治法第七十四條の 二第十項	同法第七十四條第五項
同法第七十五條第六項に		地方自治法第七十五條第 六項において準用する同 法第七十四條の二及び第 七十四條の三	(略)	(略)	(略)	(略)	地方自治法第七十五條第 六項において準用する同 法第七十四條第五項	地方自治法第七十五條第 六項において準用する同 法第七十四條の二第十項	同法第七十五條第六項に おいて準用する同法第七 十四條第五項

(新設)		第九十八條の 三第一項	第九十八條第 二項	第九十八條第 一項		第九十七條第 一項	第九十六條第 二項		
	項	地方自治法第七十四條の 二及び第七十四條の三	普通地方公共団体の長 第七十四條第三項の規定 による議会の審議	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の長	地方自治法第七十四條第 五項	地方自治法第七十四條の 二第十項	同法第七十四條第五項	同法第七十四條第五項に おいて準用する同法第七 十四條第五項
		地方自治法第七十五條第 五項において準用する同 法第七十四條の二及び第 七十四條の三	監査委員 第七十五條第三項の規定 による事務の監査	監査委員	監査委員	地方自治法第七十五條第 五項において準用する同 法第七十四條第五項	地方自治法第七十五條第 五項において準用する同 法第七十四條の二第十項	同法第七十五條第五項に おいて準用する同法第七 十四條第五項	同法第七十五條第五項に おいて準用する同法第七 十四條第五項

三第一項ただし書	三第一項ただし書
	十四条の二十項

において準用する同法第七

第五章 財務

第十節 雑則

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等)

第七十三条 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定

める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等

(以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 地方警務官(警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう

。以下この項及び次項各号において同じ。)以外の普通地方公共団体

の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二第一項

の損害を賠償する責任(以下この条において「普通地方公共団体の長

等の損害賠償責任」という。)の原因となつた行為を行つた日を含む

会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百

三条の二第一項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給

与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が

支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当た

りの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額

(次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」と

第五章 財務

第十節 雑則

(新設)

いう。)に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 普通地方公共団体の長 六

ロ 副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四

ハ 人事委員会の委員若しくは公平委員会の委員、労働委員会の委員、農業委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 二

ニ 普通地方公共団体の職員(地方警務官並びにロ及びハに掲げる普通地方公共団体の職員を除く。) 一

二 地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)その他の法律による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額(次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警視総監又は道府県警察本部長 二

ロ イに掲げる地方警務官以外の地方警務官 一

2| 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一| 地方警務官以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体の長等の基準給与年額

二| 地方警務官 地方警務官の基準給与年額

3| 地方自治法第二百四十三条の二第一項の条例（第二号において「一部免責条例」という。）を定めている普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等が同項の規定により普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を免れたことを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該普通地方公共団体の議会に報告するとともに、当該事項を公表しなければならない。

一| 当該普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた事実及び当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額

二| 当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から一部免責条例に基づき控除する額及びその算定の根拠

三| 地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を免れた額

4| 前三項に定めるもののほか、地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（法人の経営状況等を説明する書類）

（法人の経営状況等を説明する書類）

第七十三條の二 (略)

2 (略)

(普通地方公共団体の規則への委任)

第七十三條の三 この政令及びこの政令に基づく総務省令に規定するものを除くほか、普通地方公共団体の財務に関し必要な事項は、当該普通地方公共団体の規則で定める。

(削る)

(削る)

第六章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

第七章 大都市等に関する特例

第八章 外部監査契約に基づく監査

第九章 外部監査契約に基づく監査

第七十三條 地方自治法第二百四十三條の三第二項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

2 地方自治法第二百四十三條の三第三項に規定する政令で定める書類は、信託契約で定める計算期ごとの事業の計画及び実績に関する書類とする。

(普通地方公共団体の規則への委任)

第七十三條の二 この政令及びこれに基づく総務省令に規定するものを除くほか、普通地方公共団体の財務に関し必要な事項は、規則でこれを定める。

第六章 削除

第七十三條の三 削除

第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

第八章 大都市等に関する特例

第九章 外部監査契約に基づく監査

外部監査契約に基づく監査

第九章 恩給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算

第十章 補則

第三編 特別地方公共団体

第三章 地方公共団体の組合

第一節 一部事務組合

(特例一部事務組合に関する読替え)

第二百十一條の三 地方自治法第二百九十二條の規定によりこの政令中
道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合(同法第二百八十七條の二第二項に規定する特例一部事務組合をいう。)に準用する場合には、第二百十一條の四第二項中「地方自治法第九十八條第一項に規定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七條の二第七項において準用する同法第九十八條第一項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第二百十一條の五第二項中「地方自治法第百條第一項に規定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七條の二第七項において準用する同法第百條第一項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第七百七十四條の四十九の三十八第二項中「地方自治法第二百

第十章 恩給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算

第十一章 補則

第三編 特別地方公共団体

第三章 地方公共団体の組合

第一節 一部事務組合

(特例一部事務組合に関する読替え)

第二百十一條の三 地方自治法第二百九十二條の規定によりこの政令中
道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合(同法第二百八十七條の二第二項に規定する特例一部事務組合をいう。)に準用する場合には、第二百十一條の四第二項中「地方自治法第九十八條第一項に規定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七條の二第七項において読み替えて準用する同法第九十八條第一項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第二百十一條の五第二項中「地方自治法第百條第一項に規定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七條の二第七項において読み替えて準用する同法第百條第一項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第七百七十四條の四十九の三十八

五十二條の四十第二項に規定する議会からの個別外部監査の請求」とあるのは「地方自治法第二百八十七條の二第十項において準用する同法第二百五十二條の四十第二項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求」と読み替えるものとする。

第二節 広域連合

(広域連合の条例の制定又は改廃の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十二條 地方自治法第二百九十一條の六第一項の規定により、広域連合の条例の制定又は改廃の請求に同法第二編第五章(第七十五條第六項後段、第八十條第四項後段、第八十五條及び第八十六條第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四條第五項中「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあり、並びに同法第七十四條の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは、「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百九十一條の六第一項の規定により、広域連合の条例の制定又は改廃の請求に同法第二編第五章(第七十五條第六項後段、第八十條第四項後段、第八十五條及び第八十六條第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四條の二第八項、第七十五條第一項から第五項まで及び第六項前段、第七十六條から第七十九條まで、第八十條第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一條から第八十四条まで、第八十六條第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七條

第二項中「地方自治法第二百五十二條の四十第二項に規定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七條の二第八項において読み替えて準用する同法第二百五十二條の四十第二項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」と読み替えるものとする。

第二節 広域連合

(広域連合の条例の制定又は改廃の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十二條 地方自治法第二百九十一條の六第一項の規定により、広域連合の条例の制定又は改廃の請求に同法第二編第五章(第七十五條第五項後段、第八十條第四項後段、第八十五條及び第八十六條第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四條第五項中「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあり、並びに同法第七十四條の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは、「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百九十一條の六第一項の規定により、広域連合の条例の制定又は改廃の請求に同法第二編第五章(第七十五條第五項後段、第八十條第四項後段、第八十五條及び第八十六條第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四條の二第八項、第七十五條第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六條から第七十九條まで、第八十條第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一條から第八十四条まで、第八十六條第一項から第三項まで及び第四項前段、第八

並びに第八十八条の規定は、広域連合の条例の制定又は改廃の請求については、準用しない。

第二百十二条の二 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の二、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による広域連合の条例の制定又は改廃の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）	(略)
(略)	(略)	第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第一項に規定する請求権を有する者（以下この編において「請求権を有する者」という。）	(略)
第九十二条第	都道府県及び指定都市に	二箇月以内		

十七条並びに第八十八条の規定は、広域連合の条例の制定又は改廃の請求については、準用しない。

第二百十二条の二 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の二、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による広域連合の条例の制定又は改廃の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第五項に規定する選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）	第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号
第九十二条第二項	選挙権を有する者	第九十二条第二項	請求権を有する者	第九十二条第二項	請求権を有する者
第九十二条第	都道府県及び地方自治法	二箇月以内			

(略)		第九十二条第三項ただし書	三項
(略)	あつては三十一日以内	都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内	あつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内
(略)	六十二日以内	七項 地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第七項	地方自治法第七十四条第七項

第九十二条第	(新設)	三項	
地方自治法第七十四条第	あつては三十一日以内	都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内	第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内
地方自治法第二百九十一	六十二日以内	七項	地方自治法第七十四条第七項 地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第七項

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第九十五条の 二 二第一項	第九十四条第 一項 五項	第九十三条の 二第一項	第九十三条	四項 七項
地方自治法第七十四条の 二第一項	選挙権を有する者 都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては十 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては五日以内	都道府県又は指定都市	都道府県に関する請求に あつては市町村ごとに、 指定都市に関する請求に あつては区又は総合区ご とに	条の六第一項において準 用する同法第七十四条第 七項
地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第七十四条の	十日以内 請求権を有する者	広域連合	市町村ごとに	

				(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

			第九十六条第一項	第九十五条の四	第九十五条の三	第九十一条の二
同法第七十四条第五項	、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内	同法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条の二第五項	地方自治法第七十四条の二第一項
同法第二百九十一条の六	十日以内	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条の二第六項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条の二第六項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条の二第五項	地方自治法第二百九十一条の六第一項

--	--	--

(広域連合の事務監査の請求への地方自治法等の規定の準用等)
 第二百十二条の三 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の事務の監査の請求に同法第二編第五章(第七十五条第六項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条第五項中「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあり、並びに同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは、「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の事務の監査の請求に同法第二編第五章(第七十五条第六項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四条の四まで、第七十五条第六項前段(同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。)、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条の規定は、広域連合の事務の監査の請求については、準用しない。

第二百十二条の四 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二

第二項	用する同法第七十四条第四項
-----	---------------

(広域連合の事務監査の請求への地方自治法等の規定の準用等)
 第二百十二条の三 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の事務の監査の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条第五項中「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあり、並びに同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは、「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の事務の監査の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四条の四まで、第七十五条第五項前段(同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。)、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条の規定は、広域連合の事務の監査の請求については、準用しない。

第二百十二条の四 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二

項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条第六項各号
第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項に規定する請求権を有する者（以下この編において「請求権を有する者」という。）

項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一項及び第二項	普通地方公共団体の長	広域連合の監査を行う機関
第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条第六項各号
第九十二条第一項	普通地方公共団体の長 地方自治法第七十四条第五項に規定する選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）	広域連合の監査を行う機関 地方自治法第二百九十一条の六第一項において読み替えて準用する同法第七十五条第一項の規定による請求権を有する者（以下「請求権を有する者」という。）

(略)	(略)	(略)
第九十二条第 三項	都道府県及び指定都市に あつては二箇月以内、指 定都市以外の市町村にあ つては一箇月以内	二箇月以内
第九十二条第 三項ただし書	地方自治法第七十四条第 七項	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第七十五条第 六項前段において準用す る同法第七十四条第七項

第九十二条第 二項	選挙権を有する者	請求権を有する者
第九十二条第 三項	都道府県及び地方自治法 第二百五十二条の十九第 一項の指定都市（以下「 指定都市」という。）に あつては二箇月以内、指 定都市以外の市町村にあ つては一箇月以内	二箇月以内
(新設)	都道府県及び指定都市に あつては六十二日以内、 指定都市以外の市町村に あつては三十一日以内	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第七十五条第 五項前段において準用す る同法第七十四条第七項 六十二日以内

		第九十二条第 四項	(略)	(略)	第九十四条第 一項	(略)	(略)	(略)
		地方自治法第七十四条第 七項	(略)	(略)	地方自治法第七十四条第 五項	(略)	(略)	(略)
		都道府県及び指定都市に あつては六十二日以内、 指定都市以外の市町村に あつては三十一日以内			地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第七十五条第 六項前段において準用す る同法第七十四条第五項	(略)	(略)	六十二日以内
		地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第七十五条第 六項前段において準用す る同法第七十四条第五項	(略)	(略)	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第七十五条第 六項前段において準用す る同法第七十四条第五項	(略)	(略)	(略)

		第九十二条第 四項	第九十三条		第九十四条第 一項			
		地方自治法第七十四条第 七項	都道府県に関する請求に あつては市町村ごとに、 指定都市に関する請求に あつては区又は総合区ご とに	都道府県又は指定都市	地方自治法第七十四条第 五項			
		地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第七十五条第 五項前段において準用す る同法第七十四条第五項	市町村ごとに	広域連合	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第七十五条第 五項前段において準用す る同法第七十四条第五項			
		選挙権を有する者			選挙権を有する者			
		都道府県又は指定都市に 十日以内						

第九十六条第	第九十五条の 二	第九十五条の 三	第九十五条の 四	
(略)	地方自治法第七十四条の 二第一項	地方自治法第七十四条の 二第五項	地方自治法第七十四条の 二第六項	
(略)	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第七十五条第 六項前段において準用す る同法第七十四条の二第 一項	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第七十五条第 六項前段において準用す る同法第七十四条の二第 五項	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第七十五条第 六項前段において準用す る同法第七十四条の二第 六項	

第九十六条第	第九十五条の 二	第九十五条の 三	第九十五条の 四	
地方自治法第七十四条第	地方自治法第七十四条の 二第一項	地方自治法第七十四条の 二第五項	地方自治法第七十四条の 二第六項	関する請求にあつては十 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては五日以内
地方自治法第二百九十一	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第七十五条第 五項前段において準用す る同法第七十四条の二第 一項	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第七十五条第 五項前段において準用す る同法第七十四条の二第 五項	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第七十五条第 五項前段において準用す る同法第七十四条の二第 六項	

第九十六條第 二項	地方自治法第七十四條の 二第十項	(略)	同法第七十四條第五項	(略)	同法第七十四條の二第六 項	一項
						(略)

第九十六條第 二項	地方自治法第七十四條の 二第十項	選挙権を有する者	同法第七十四條第五項	、都道府県又は指定都市 に関する請求にあつては 十日以内、指定都市以外 の市町村に関する請求に あつては五日以内	同法第七十四條の二第六 項	一項
						請求権を有する者

	(略)	(略)	(略)			第九十七条第一項	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第九十七条第五項	地方自治法第七十四条第
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第九十七条第六項前段	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条第五項
							る同法第七十四条の第二項

	第九十八条第一項		第九十七条第二項			第九十七条第一項	
	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の長	都道府県又は指定都市に関する請求にあつては五日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては三日以内	普通地方公共団体の長	選挙権を有する者	第九十七条第五項	地方自治法第七十四条第
第七十四条第三項の規定による議会の審議	第七十四条第三項の規定による議会の審議	第七十四条第三項の規定による議会の審議	第七十五条第三項の規定による事務の監査	第五日以内	請求権を有する者	第九十七条第五項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条第五項
関	関	関	関	関	関		る同法第七十四条の第二項

(広域連合の議会の解散の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十三条 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の解散の請求に同法第二編第五章(第七十五条第六項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十六条第四項において準用する第七十四条第五項	五十分の一	三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
--------------------------	-------	---

(広域連合の議会の解散の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十三条 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の解散の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十六条第四項において準用する第七十四条第五項	五十分の一	三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
--------------------------	-------	--

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	第七十七条 普通地方公共団体の議会の議長	第七十六条第三項 選挙人	第七十六条第一項 普通地方公共団体の選挙管理委員会	第七十六条第四項において準用する第七十四条の第二項及び第十項	第七十六条 都道府県の選挙管理委員会	普通地方公共団体の選挙管理委員会
都道府県知事						
広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の	広域連合の議会の議長	広域連合の選挙人	広域連合の選挙管理委員会	広域連合の選挙管理委員会	広域連合の選挙管理委員会	広域連合の選挙管理委員会

	(略)	(略)
--	-----	-----

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の解散の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合には、同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第五項まで及び第六項前段、第七十六条第四項（同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。）、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条の規定並びに広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合の議会の解散の請求にあつては同法第七十九条の規定は、広域連合の議会の解散の請求については、準用しない。

3 (略)

	市町村長	三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。以下同じ。）
	広域連合の長	

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の解散の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合には、同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条第四項（同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。）、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条の規定並びに広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合の議会の解散の請求にあつては同法第七十九条の規定は、広域連合の議会の解散の請求については、準用しない。

3 広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合に係る地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項の規定による広域連合の議会の解散の請求は、同条第三項の規定による解散の投票のあつた日から一年間は、することができない。

第二百十三条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項の規定による広域連合の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項に規定する請求権を有する者（以下この編において「請求権を有する者」という。）

第二百十三条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項の規定による広域連合の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一項及び第二項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項において準用する同法第七十四条第六項各号
第九十二条第一項	普通地方公共団体の長 地方自治法第七十四条第五項に規定する選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）	地方自治法第二百九十一条の六第一項において読み替えて準用する同法第七十六条第一項の規定による請求権を有する者（以下「請求権を有する者」という。）

(略)	(略)	(略)
第九十二条第 三項	都道府県及び指定都市に あつては二箇月以内、指 定都市以外の市町村にあ つては一箇月以内	二箇月以内
第九十二条第 三項ただし書	地方自治法第七十四条第 七項	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第七十六条第 四項において準用する同 法第七十四条第七項

第九十二条第 二項	選挙権を有する者	請求権を有する者
第九十二条第 三項	都道府県及び地方自治法 第二百五十二条の十九第 一項の指定都市（以下「 指定都市」という。）に あつては二箇月以内、指 定都市以外の市町村にあ つては一箇月以内	二箇月以内
(新設)	都道府県及び指定都市に あつては六十二日以内、 指定都市以外の市町村に あつては三十一日以内	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第七十六条第 四項において準用する同 法第七十四条第七項 六十二日以内

			(略)	(略)	(略)	
	第九十四条第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内
五十分の一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
三分の一(その総数が四)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	六十二日以内

	第九十二条第四項	第九十三条	第九十三条の二第一項	第九十四条第一項		
	地方自治法第七十四条第七項	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに	都道府県又は指定都市	地方自治法第七十四条第五項	選挙権を有する者	
五十分の一	七項	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに	広域連合	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項	請求権を有する者	
三分の一(その総数が四)	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第七項	市町村ごとに				

	(略)
	(略)
<p>十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>	(略)
<p>第九十五条の二</p>	
<p>都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内</p>	<p>地方自治法第七十四条の二第一項</p>
<p>十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>	<p>地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同</p>

	(略)	(略)	
五十分の一	(略)	(略)	
			三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

			の市町村に関する請求にあつては五日以内
			同法第七十四条第五項
	選挙権を有する者		同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項
五十分の一	請求権を有する者		
			三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

(略)	第九十七条第一項	(略)	(略)	五十分の一
(略)	(略)	(略)	(略)	三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万

第九十六条第二項	第九十七条第一項	地方自治法第七十四条の二第十項	地方自治法第七十四条第五項	選挙権を有する者	五十分の一
地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第十項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項	請求権を有する者	三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得		

(略)	(略)	(略)	(略)	に三分の一を乗じて得た 数とを合算して得た数)
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

(広域連合の議会の議員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十四条 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の議員の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五条第六項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十条第四項前段におい	五十分の一	三分の一(その総数が四 十万を超え八十万以下の
--------------	-------	----------------------------

第九十八条第一項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会	た数と四十万に三分の一 を乗じて得た数とを合算 して得た数)
第九十七条第二項	都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては五 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては三日以内	五日以内	
	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員 会	

(広域連合の議会の議員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十四条 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の議員の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十条第四項前段におい	五十分の一	三分の一(その総数が四 十万を超え八十万以下の
--------------	-------	----------------------------

項 第八十条第一	(略)		て準用する第七十四条第五項
所属の選挙区	(略)	(略)	
広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議	(略)	(略)	場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

項 第八十条第一	第十項 第七項及び第七十四条の二	第八十条第四項前段において準用する第七十四条の二	て準用する第七十四条第五項
所属の選挙区	会	都道府県の選挙管理委員会	普通地方公共団体の選挙管理委員会
広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議	会	広域連合の選挙管理委員会	広域連合の選挙管理委員会
			場合に於ては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に於ては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

(略)						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>会の議員を選挙する広域連合にあつては所属の選挙区、広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合にあつては当該議員を選挙した議会が置かれている地方公共団体の区域（以下この項及び第三項において「選挙区等」という。）</p>

項 第八十条第三						
この場合において	選挙人	当該選挙区	この場合において	当該選挙区	管理委員会	普通地方公共団体の選挙管理委員会
広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議	広域連合の選挙人	当該選挙区等	広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合において	当該選挙区等	会	広域連合の選挙管理委員会
						<p>会の議員を選挙する広域連合にあつては所属の選挙区、広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合にあつては当該議員を選挙した議会が置かれている地方公共団体の区域（以下本条において「選挙区等」という。）</p>

2	地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の議員の解職の請求に同法第二編第五章（第七十五条第六項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規			(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)

2	地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の議員の解職の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規			第八十二条第一項	
		市町村長	都道府県知事	普通地方公共団体の議会の関係議員及び議長 管理委員会	普通地方公共団体の選挙管理委員会
	広域連合の長	広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。以下同じ。）	広域連合の議長 は当該関係議員を選挙した議会の議長	広域連合の議会の関係議員及び議長並びに広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合にあつては当該関係議員を選挙した議会の議長	会の議員を選挙する広域連合において 広域連合の選挙管理委員会

定を準用する場合には、同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第五項まで及び第六項前段、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第四項前段（同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。）、第八十一条、第八十二条第二項、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条の規定並びに広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合の議会の議員の解職の請求にあつては同法第八十四条ただし書の規定は、広域連合の議会の議員の解職の請求については、準用しない。

第二百十四条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第一項の規定による広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

定を準用する場合には、同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第四項前段（同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。）、第八十一条、第八十二条第二項、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条の規定並びに広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合の議会の議員の解職の請求にあつては同法第八十四条ただし書の規定は、広域連合の議会の議員の解職の請求については、準用しない。

第二百十四条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第一項の規定による広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一項及び第二項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する

	(略)	第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）	(略)	(略)	第九十二条第三項	都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内
	(略)	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項に規定する請求権を有する者（以下この編において「請求権を有する者」という。）	(略)	二箇月以内			

	同法第七十四条第六項各号	普通地方公共団体の長	会	第九十二条第一項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において読み替えて準用する同法第八十条第一項の規定による請求権を有する者（以下「請求権を有する者」という。）	第九十二条第二項	選挙権を有する者	都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四
第七項	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第七十四条第五項に規定する選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）	地方自治法第七十四条第七項	第九十二条第三項	都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内		選挙権を有する者		地方自治法第七十四条第七項

(略)	(略)	第九十二条第 三項ただし書	
(略)	(略)	七項	地方自治法第七十四条第 七項
(略)	(略)	六十二日以内	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十条第四 項前段において準用する 同法第七十四条第七項

第九十三条	第九十二条第 四項	(新設)	
都道府県に関する請求に あつては市町村ごとに、 指定都市に関する請求に	七項		都道府県及び指定都市に あつては六十二日以内、 指定都市以外の市町村に あつては三十一日以内
市町村ごとに	同法第七十四条第七項		項前段において準用する 同法第七十四条第七項 六十二日以内

	(略)	第九十四条第 一項		(略)	五十分の一
	(略)	(略)		(略)	三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た
あつては区又は総合区(とくに	第九十三条の 二第一項 都道府県又は指定都市	第九十四条第 一項 地方自治法第七十四条第 五項	選挙権を有する者	五十分の一	
広域連合	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項	請求権を有する者	三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一		

(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	数とを合算して得た数)

四 第九十五条の 二第六項	三 第九十五条の 二第五項	二 第九十五条の 二第一項	都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては十 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては五日以内	を乗じて得た数とを合算 して得た数) 十日以内
地方自治法第七十四条の 二第六項	地方自治法第七十四条の 二第五項	地方自治法第七十四条の 二第一項		
地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十条第四 項前段において準用する 同法第七十四条の二第五 項	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十条第四 項前段において準用する 同法第七十四条の二第五 項	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十条第四 項前段において準用する 同法第七十四条の二第一 項		

					第九十六条第一項
五十分の一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三分の一(その総数が四)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

					第九十六条第一項
五十分の一	選挙権を有する者	同法第七十四条第五項	、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内	同法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条第一項
三分の一(その総数が四)	請求権を有する者	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項	十日以内	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第六項	同法第七十四条の二第六項 地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第一項

一 項	第九十七条第 一 項	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	十 万 を 超 え 八 十 万 以 下 の 場 合 に は そ の 四 十 万 を 超 え る 数 に 六 分 の 一 を 乗 じ て 得 た 数 と 四 十 万 に 三 分 の 一 を 乗 じ て 得 た 数 と を 合 算 し て 得 た 数 、 そ の 総 数 が 八 十 万 を 超 え る 場 合 に は そ の 八 十 万 を 超 え る 数 に 八 分 の 一 を 乗 じ て 得 た 数 と 四 十 万 に 六 分 の 一 を 乗 じ て 得 た 数 と 四 十 万 に 三 分 の 一 を 乗 じ て 得 た 数 と を 合 算 し て 得 た 数

一 項	第九十七条第 一 項	第九十六条第 二 項	
五 項	地方自治法第七十四条第 五 項	地方自治法第七十四条の 二 第十項	
	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十条第四 項	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十条第四 項前段において準用する 同法第七十四条の第二十 項	十 万 を 超 え 八 十 万 以 下 の 場 合 に あ つ て は そ の 四 十 万 を 超 え る 数 に 六 分 の 一 を 乗 じ て 得 た 数 と 四 十 万 に 三 分 の 一 を 乗 じ て 得 た 数 と を 合 算 し て 得 た 数 、 そ の 総 数 が 八 十 万 を 超 え る 場 合 に あ つ て は そ の 八 十 万 を 超 え る 数 に 八 分 の 一 を 乗 じ て 得 た 数 と 四 十 万 に 六 分 の 一 を 乗 じ て 得 た 数 と 四 十 万 に 三 分 の 一 を 乗 じ て 得 た 数 と を 合 算 し て 得 た 数

(略)				
(略)	(略)		五十分の一	(略)
(略)	(略)	三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	(略)
第九十七条第二項	都道府県又は指定都市に関する請求にあつては五日以内、指定都市以外の	普通地方公共団体の長	五十分の一	選挙権を有する者
五日以内	会	広域連合の選挙管理委員会	三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	項前段において準用する同法第七十四条第五項 請求権を有する者

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(広域連合の長の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十五條 地方自治法第二百九十一條の六第一項の規定により、広域連合の長(同法第二百九十一條の十三において準用する同法第二百八十七條の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。以下この条から第二百五條の五までにおいて同じ。)の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五條第五項後段、第八十條第四項後段、第八十五條及び第八十六條第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十一條第一二項において準用する第七十四條第五項	五十分の一	三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合
---------------------------	-------	--

第九十八條第一項	市町村に関する請求にあつては三日以内	普通地方公共団体の長 広域連合の選挙管理委員会
----------	--------------------	----------------------------

(広域連合の長の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十五條 地方自治法第二百九十一條の六第一項の規定により、広域連合の長(同法第二百九十一條の十三において準用する同法第二百八十七條の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。以下この条から第二百五條の五までにおいて同じ。)の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五條第五項後段、第八十條第四項後段、第八十五條及び第八十六條第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十一條第一二項において準用する第七十四條第五項	五十分の一	三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合
---------------------------	-------	--

二項	第八十二条第	(略)	(略)	(略)	
	前条第二項	(略)	(略)	(略)	
項において準用する第八	第二百九十一条の六第一	(略)	(略)	(略)	にはその八十万を超える 数に八分の一を乗じて得 た数と四十万に六分の一 を乗じて得た数と四十万 に三分の一を乗じて得た 数とを合算して得た数)

二項	第八十二条第	第八十一条第 十六条第三項	第八十一条第 二項において 準用する第七 項	第八十一条第 二項において 準用する第七 十四条の二第 七項及び第十 項	都道府県の選挙管理委員 会 管理委員会 普通地方公共団体の選挙 管理委員会
項において準用する第七	第二百九十一条の六第一	会	広域連合の選挙 管理委員 会	広域連合の選挙管理委員 会	広域連合の選挙管理委員 会 普通地方公共団体の選挙 管理委員会 都道府県の選挙管理委員 会
項において準用する第七	第二百九十一条の六第一	会	広域連合の選挙 管理委員 会	広域連合の選挙管理委員 会	広域連合の選挙管理委員 会 普通地方公共団体の選挙 管理委員会 都道府県の選挙管理委員 会

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の長の 解職の請求に同法第二編第五章（第七十五条第六項後段、第八十条第四		(略)	十一 条第二 項にお いて準 用する 第七十六 条第三 項
		(略)	

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の長の 解職の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四		普通地方公共団体の長及び 議会の議長	十六 条第三 項
	広域連合の長（第二百九 十一条の十三において準 用する第二百八十七条の 三第二項の規定により長 に代えて理事会を置く広 域連合にあつては、理事 会）及び議会の議長並び に広域連合を組織する地 方公共団体の長の投票に より当該広域連合の長（ 第二百九十一条の十三に おいて準用する第二百八 十七条の三第二項の規定 により長に代えて理事会 を置く広域連合にあつて は、理事）を選挙する広 域連合にあつては当該広 域連合を組織する地方公 共団体の長		

項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第五項まで及び第六項前段、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条第二項(同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。)、第八十二条第一項、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条の規定並びに広域連合を組織する地方公共団体の長の投票により当該広域連合の長を選挙する広域連合の長の解職の請求にあつては同法第八十四条ただし書の規定は、広域連合の長の解職の請求については、準用しない。

第二百十五條の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第一項の規定による広域連合の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条第二項(同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。)、第八十二条第一項、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条の規定並びに広域連合を組織する地方公共団体の長の投票により当該広域連合の長を選挙する広域連合の長の解職の請求にあつては同法第八十四条ただし書の規定は、広域連合の長の解職の請求については、準用しない。

第二百十五條の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第一項の規定による広域連合の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一項及び第二項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第一項

	(略)	(略)	第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項に規定する請求権を有する者（以下この編において「請求権を有する者」という。）
第九十二条第三項	都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内	(略)	(略)	(略)

第九十二条第一項	普通地方公共団体の長	二項において準用する同法第七十四条第六項各号 広域連合の選挙管理委員会	第九十二条第二項	地方自治法第七十四条第五項に規定する選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）	地方自治法第二百九十一条の六第一項において読み替えて準用する同法第八十一条第一項の規定による請求権を有する者（以下「請求権を有する者」という。）
第九十二条第三項	都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内	第九十二条第七項	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条

(略)	(略)	第九十二条第 三項ただし書	
(略)	(略)	七項 地方自治法第七十四条第	都道府県及び指定都市に あつては六十二日以内、 指定都市以外の市町村に あつては三十一日以内
(略)	(略)	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十一条第 二項において準用する同 法第七十四条第七項	六十二日以内

第九十三条	第九十二条第 四項	(新設)	
都道府県に関する請求に あつては市町村ごとに、 指定都市に関する請求に	七項	都道府県及び指定都市に あつては六十二日以内、 指定都市以外の市町村に あつては三十一日以内	二項において準用する同 法第七十四条第七項 六十二日以内
市町村ごとに	地方自治法第七十四条第 条の六第一項において準 用する同法第八十一条第 二項において準用する同 法第七十四条第七項		地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十一条第 二項において準用する同 法第七十四条第七項

	(略)	第九十四条第一項			
	(略)	(略)		(略)	五十分の一
	(略)	(略)		(略)	三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た
あつては区又は総合区（とくに	第九十三条の二第一項 都道府県又は指定都市	第九十四条第一項 地方自治法第七十四条第五項		選挙権を有する者	五十分の一
広域連合		地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第五項		請求権を有する者	三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一

第九十六条第	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	数とを合算して得た数)

第九十六条第	第九十五条の 四	第九十五条の 三	第九十五条の 二		
地方自治法第七十四条第	地方自治法第七十四条の 二第六項	地方自治法第七十四条の 二第五項	地方自治法第七十四条の 二第一項	都道府県又は指定都市に 関する請求にあつては十 日以内、指定都市以外の 市町村に関する請求にあ つては五日以内	
地方自治法第二百九十一	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十一条第 二項において準用する同 法第七十四条の二第六項	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十一条第 二項において準用する同 法第七十四条の二第五項	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十一条第 二項において準用する同 法第七十四条の二第一項	十日以内	を乗じて得た数とを合算 して得た数)

一項

	(略)	(略)	(略)	(略)	
五十分の一	(略)	(略)	(略)	(略)	
三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じ	(略)	(略)	(略)	(略)	

一項

	選挙権を有する者	同法第七十四条第五項	、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内	同法第七十四条の二第六項	一項
五十分の一	請求権を有する者	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第五項	十日以内	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第六項	条の六第一項において準用する同法第八十一条第一項
三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一					

		第九十七条第 一項	(略)	
五十分の一	(略)	(略)	(略)	
三分の一(その総数が四	(略)	(略)	(略)	て得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

		第九十七条第 一項	第九十六条第 二項	
五十分の一	選挙権を有する者	地方自治法第七十四条第 五項	地方自治法第七十四条の 二第十項	
三分の一(その総数が四	請求権を有する者	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十一条第 二項において準用する同 法第七十四条第五項	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十一条第 二項において準用する同 法第七十四条の二第十項	を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	<p>十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>

一 項 第九十八条第	二 項 第九十七条第		
普通地方公共団体の長	都道府県又は指定都市に関する請求にあつては五日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては三日以内	普通地方公共団体の長	
会 広域連合の選挙管理委員	五日以内	会 広域連合の選挙管理委員	<p>十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>

(広域連合の職員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十六条の二 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の職員の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五条第六項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」と、「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の職員の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五条第六項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第五項まで及び第六項前段、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで並びに第八十六条第四項前段(同法第七十四条の二第八項の

(広域連合の職員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十六条の二 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の職員の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」と、「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の職員の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで並びに第八十六条第四項前段(同法第七十四条の二第

準用に係る部分に限る。）の規定は、広域連合の職員の解職の請求については、準用しない。

第二百十六条の三 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第一項の規定による広域連合の職員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項に規定する請求権を有する者（以下この編において「請求権を有する者」という。）

八項の準用に係る部分に限る。）の規定は、広域連合の職員の解職の請求については、準用しない。

第二百十六条の三 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第一項の規定による広域連合の職員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第一項において準用する同法第七十四条第六項各号
第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第五項に規定する選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）	地方自治法第二百九十一条の六第一項において読み替えて準用する同法第八十六条第一項の規定による請求権を有する者（以下「請求権を有する者」という。）
第九十二条第一項	選挙権を有する者	請求権を有する者

第九十二条第 三項	都道府県及び指定都市に あつては二箇月以内、指 定都市以外の市町村にあ つては一箇月以内	二箇月以内
第九十二条第 三項ただし書	地方自治法第七十四条第 七項	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十六条第 四項前段において準用す る同法第七十四条第七項 六十二日以内

二項	第九十二条第 三項	都道府県及び地方自治法 第二百五十二条の十九第 一項の指定都市（以下「 指定都市」という。）に あつては二箇月以内、指 定都市以外の市町村にあ つては一箇月以内	二箇月以内
(新設)	地方自治法第七十四条第 七項	都道府県及び指定都市に あつては六十二日以内、 指定都市以外の市町村に あつては三十一日以内	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十六条第 四項前段において準用す る同法第七十四条第七項 六十二日以内

			(略)	(略)	(略)	
		第九十四条第一項	(略)	(略)	(略)	あつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内
五十分の一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		第九十二条第四項	第九十三条	第九十三条の二第一項	第九十四条第一項	
		地方自治法第七十四条第七項	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに	都道府県又は指定都市	地方自治法第七十四条第五項	
五十分の一	選挙権を有する者	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項	市町村ごとに	広域連合	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項	
三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の	請求権を有する者					

	(略)
	(略)
<p>場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>	(略)
<p>第九十五条の二</p>	
<p>都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内</p>	<p>二 第一項 地方自治法第七十四条の二</p>
<p>場合に於てはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に於てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>	<p>地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第</p>

		第九十六条第 一項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		第九十六条第 一項	第九十五条の 四	第九十五条の 三
、都道府県又は指定都市	項 同法第七十四条の二第六	地方自治法第七十四条第 一項	地方自治法第七十四条の 二第六項	地方自治法第七十四条の 二第五項
十日以内	同法第二百九十一条の六 第一項において準用する 同法第八十六条第四項前 段において準用する同法 第七十四条の二第六項	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十六条第 一項	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十六条第 四項前段において準用す る同法第七十四条の二第 六項	地方自治法第二百九十一 条の六第一項において準 用する同法第八十六条第 四項前段において準用す る同法第七十四条の二第 五項

	(略)	(略)	五十分の一
	(略)	(略)	三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た

<p>に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内</p>	<p>同法第七十四条第五項</p>	<p>選挙権を有する者</p>	<p>五十分の一</p>
	<p>同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項</p>	<p>請求権を有する者</p>	<p>三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た</p>

(略)	(略)	(略)	数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

第二百七十七条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第二項の規定による広域連合の規約の変更の要請の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第九十七条第二項	都道府県又は指定都市に関する請求にあつては五日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては三日以内	五日以内	十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
第九十八条第二項	地方自治法第七十四条第三項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第三項	

第二百七十七条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第二項の規定による広域連合の規約の変更の要請の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第	地方自治法第七十四条第	地方自治法第二百九十一
--------	-------------	-------------

	第九十二条第一項	(略)	地方自治法第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）
	第九十二条第三項	(略)	都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内
		(略)	地方自治法第二百九十一条の六第二項に規定する請求権を有する者（以下この編において「請求権を有する者」という。）

	第九十二条第一項	第九十二条第二項	第九十二条第三項	三項から第五項まで	六項各号	条の六第五項において準用する同法第七十四条第六項各号
都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第七十四条第七項	都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	選挙権を有する者	地方自治法第七十四条第五項に規定する選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）	地方自治法第二百九十一条の六第二項の規定による請求権を有する者（以下「請求権を有する者」という。）
六十二日以内	七項	七項	二箇月以内	請求権を有する者	六十二日以内	地方自治法第二百九十一条の六第五項において準用する同法第七十四条第七項

	(略)			五十分の一	(略)		(略)	
	(略)	三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)			三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)			

	都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内	十日以内		五十分の一	選挙権を有する者		五項	用する同法第七十四条第
				三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	請求権を有する者			

			第九十六条第一項	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

			第九十六条第一項	第九十五条の二	第九十五条の三	第九十五条の四
同法第七十四条第五項	、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内	同法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条の二第五項	地方自治法第七十四条の二第一項
同法第二百九十一条の六	十日以内	同法第五項において準用する同法第七十四条の二第六項	地方自治法第二百九十一条の六第二項	地方自治法第二百九十一条の六第五項において準用する同法第七十四条の二第六項	地方自治法第二百九十一条の六第五項において準用する同法第七十四条の二第五項	地方自治法第二百九十一条の六第五項において準用する同法第七十四条の二第一項

(略)			
(略)		五十分の一	(略)
(略)	三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)		(略)

第九十六条第二項			
地方自治法第七十四条の二第十項		五十分の一	選挙権を有する者
地方自治法第二百九十一条の六第五項において準用する同法第七十四条の二第十項	地方自治法第二百九十一条の六第五項において準用する同法第七十四条の二第十項	三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	第五項において準用する同法第七十四条第五項 請求権を有する者

(略)	第九十七条第一項
(略)	(略)
(略)	<p>(略)</p> <p>三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>

第九十七条第二項	第九十七条第一項
都道府県又は指定都市に関する請求にあつては五日以内、指定都市以外の	<p>地方自治法第七十四条第五項</p> <p>選挙権を有する者</p> <p>五十分の一</p>
五日以内	<p>地方自治法第二百九十一条の六第五項において準用する同法第七十四条第五項</p> <p>請求権を有する者</p> <p>三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>

改正案	現行
<p>第一章 参議院合同選挙区選挙管理委員会</p> <p>（参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等）</p> <p>第一条の二 参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項及び第五項、第九十八条第一項、第二百一十一条、第二百二十五条、第三百三十八条の二、第三百三十八条の三、第三百三十八条の四第二項、第八百八十条の二、第八百八十条の三（事務の従事に係る部分に限る。）、第八百八十条の四、第八百八十条の六、第八百八十条の七、第九百九十三条（同法第二百二十七条第二項、第四百一十一条第一項及び第六十六条第一項に係る部分を除く。）、第九百九十八条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第九百九十九条第九項、第十一項及び第十三項から第十五項まで、第二百三十二条の二第一項、第二百四十四条第一項、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第二項、第二百三十八条の二、第二百三十八条の四第九項、第二百四十二条第一項、第四項、第五項、第八項及び第九項、第二百四十二条の二第二項、第二項第二号及び第四号並びに第七項、第二百四十二条の三第五項、第二百四十三条の二第一項、第二百五十条の十三第一項から第三項まで及び第七項、第二百五十条の十四第一項から第四項まで、第</p>	<p>第一章 参議院合同選挙区選挙管理委員会</p> <p>（参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等）</p> <p>第一条の二 参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）その他の法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項、第九十八条第一項、第二百一十一条、第二百二十五条、第三百三十八条の二、第三百三十八条の三、第三百三十八条の四第二項、第八百八十条の二、第八百八十条の三（事務の従事に係る部分に限る。）、第八百八十条の四、第八百八十条の六、第八百八十条の七、第九百九十三条（同法第二百二十七条第二項、第四百一十一条第一項及び第六十六条第一項に係る部分を除く。）、第九百九十九条第九項及び第十二項、第二百三十二条の二第一項、第二百四十四条第一項、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第二項、第二百三十八条の二、第二百三十八条の四第九項、第二百四十二条第一項、第三項、第四項、第七項及び第九項、第二百四十二条の二第一項、第二項第二号及び第四号並びに第七項、第二百四十二条の三第五項、第二百五十条の十三第一項から第三項まで及び第七項、第二百五十条の十四第一項から第四項まで、第二百五十条の十五、第二百五十条の十六、第二百五十条の十七第一項、第二百五十条の十八第一項、第二百五</p>

二百五十条の十五、二百五十条の十六、二百五十条の十七第一項、二百五十条の十八第一項、二百五十条の十九、二百五十一条第二項、二百五十一条の五第一項、二百五十一条の七第一項、二百五十二条の三十三第一項、二百五十二条の三十七第五項（同法第二百五十二条の四十第六項、二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十八第四項及び第六項（これらの規定を同法第二百五十二条の三十九第十四項、二百五十二条の四十第六項、二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十九第十二条並びに第二百五十二条の四十三第七項の規定、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項及び第三十八条の二第一項の規定並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第三百三十七条、第四百十条（同令第三百三十条に係る部分を除く。）及び第七百七十四条の三第一項第一号の規定に限り、参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第三百三十八条の四第一項に規定する委員会とみなす。

2 地方自治法第八十五条の二及び第八十九条第二項の規定並びに地方自治法施行令第七十三条第一項（第一号ロに係る部分に限る。）の規定は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員について準用する。

3 (略)

4 地方自治法第二百五十二条の十七の九の規定により合同選挙区都道府

十条の十九、第二百五十一条第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十一条の七第一項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十七第五項（同法第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十八第四項及び第六項（これらの規定を同法第二百五十二条の三十九第十四項、第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十九第十二条並びに第二百五十二条の四十三第七項の規定、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項及び第三十八条の二第一項の規定並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第三百三十七条、第四百十条（同令第三百三十条に係る部分を除く。）及び第七百七十四条の三第一項第一号の規定に限り、参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第三百三十八条の四第一項に規定する委員会とみなす。

2 地方自治法第八十五条の二及び第八十九条第二項の規定は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員について準用する。

3 前二項の場合における地方自治法施行令第三百三十七条第一項の規定の適用については、同項中「除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお」とあるのは、「除斥のため」とする。

4 地方自治法第二百五十二条の十七の九の規定により合同選挙区都道府

県の臨時選挙管理委員が選任された場合には、当該臨時選挙管理委員をもつて参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に充て、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員の職務を行わせるものとする。この場合において、法及びこの政令中参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員に関する規定（第五条の六第六項及び第八項の規定並びに前条の規定を除く。）は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に適用する。

県の臨時選挙管理委員が選任された場合においては、当該臨時選挙管理委員をもつて参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に充て、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員の職務を行わせるものとする。この場合において、法及びこの政令中参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員に関する規定（第五条の六第六項及び第八項の規定並びに前条の規定を除く。）は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に適用する。

改正案	現行
<p>（法の適用の廃止）</p> <p>第六条 地方公営企業又は地方公営企業以外の企業について法の規定又は法の規定の全部若しくは財務規定等の適用がないこととなる場合には、その適用がないこととなる日の前日の属する当該事業の事業年度は、法第十九条の規定にかかわらず、同日をもって終了し、当該事業年度の決算は、従前の例により行うものとする。ただし、法第三十条の規定による管理者の権限は、当該地方公共団体の長（法第三十四条の二ただし書の規定により当該地方公共団体の会計管理者が行っていた権限については、当該地方公共団体の会計管理者）が行うものとし、借り入れた一時の借入金があるときは、法の適用がないこととなる日の属する会計年度において一時借入金返還金として歳出に計上しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（法の適用の廃止）</p> <p>第六条 地方公営企業又は地方公営企業以外の企業について法の規定又は法の規定の全部若しくは財務規定等の適用がないこととなる場合においては、その適用がないこととなる日の前日の属する当該事業の事業年度は、法第十九条の規定にかかわらず、同日をもって終了し、当該事業年度の決算は、従前の例によつて行うものとする。ただし、法第三十条の規定による管理者の権限は、当該地方公共団体の長（法第三十四条の二ただし書の規定により当該地方公共団体の会計管理者が行っていた権限については、当該地方公共団体の会計管理者）が行うものとし、借り入れた一時の借入金があるときは、法の適用がないこととなる日の属する会計年度において一時借入金返還金として歳出に計上しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、法の適用がないこととなる日の前日の属する事業年度以前の事業年度に発生した債権又は債務に係る未収金又は未払金は、法の適用がないこととなる日の属する会計年度において歳入又は歳出として整理するものとする。</p> <p>3 第一項の場合において、法の適用がないこととなる日の前日の属する事業年度の支出予算の経費の金額のうち法第二十六条第一項又は第二項</p>

4 第一項の場合において、法の適用がないこととなる日の前日の属する事業年度の予算において法第三十三條第二項の規定に基づきその取得又は処分について定められている資産で同日までに取得又は処分が終わらなかつたものについては、法の適用がないこととなる日の属する会計年度に限り、地方自治法第九十六條第一項第六号から第八号まで並びに第二百三十七條第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該予算の定めに基づき、その取得又は処分をすることができる。

5 第一項の場合において、法の適用がないこととなる日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、地方自治法第二百四十三條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行うものとする。

の規定により翌年度に繰り越して使用することとしたものは、法の適用がないこととなる日の属する会計年度において使用することができる。

4 第一項の場合において、法の適用がないこととなる日の前日の属する事業年度の予算において法第三十三條第二項の規定に基づきその取得又は処分について定められている資産で同日までに取得又は処分が終わらなかつたものについては、法の適用がないこととなる日の属する会計年度に限り、地方自治法第九十六條第一項第六号から第八号まで及び第二百三十七條第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該予算の定めに基づき、その取得又は処分をすることができる。

5 第一項の場合において、法の適用がないこととなる日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、地方自治法第二百四十三條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行なうものとする。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 役員等（第三条・第三条の二）</p> <p>第三章 業務（第四条―第六条）</p> <p>第四章 財務及び会計（第七条―第十二条）</p> <p>第五章 人事管理</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第十八条・第十九条）</p> <p>第七章 設立団体の数の変更に伴う措置（第二十条・第二十一条）</p> <p>第八章 公立大学法人に関する特例（第二十二条―第三十五条）</p> <p>第九章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第三十六条）</p> <p>第十章 申請等関係事務処理法人に関する特例</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第十一章 雑則（第四十条・第四十一条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 教育公務員の範囲（第三条）</p> <p>第三章 業務（第四条―第六条）</p> <p>第四章 財務及び会計（第七条―第十二条）</p> <p>第五章 人事管理</p> <p>第一節 特定地方独立行政法人（第十三条―第十五条）</p> <p>第二節 一般地方独立行政法人（第十六条・第十七条）</p> <p>第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第十八条・第十九条）</p> <p>第七章 設立団体の数の変更に伴う措置（第二十条・第二十一条）</p> <p>第八章 公立大学法人に関する特例（第二十二条―第三十五条）</p> <p>第九章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第三十六条）</p> <p>第十章 申請等関係事務処理法人に関する特例</p> <p>第一節 設立団体申請等関係事務の処理に関する特例（第三十七条）</p> <p>第二節 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例（第三十八条・第三十九条）</p> <p>第十一章 雑則（第四十条・第四十一条）</p>

附則

第二章 役員等

(教育公務員の範囲)

第三条 (略)

(役員等の損害賠償責任の一部免除の基準等)

第三条の二 法第十九条の二第四項に規定する政令で定める基準は、同条第一項に規定する役員等（以下この条において「役員等」という。）が地方独立行政法人から法第十九条の二第四項の承認（以下この条において「一部免除承認」という。）の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき報酬、一部免除承認前に支給された退職手当その他総務省令で定める給付の一事業年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項において「基準報酬年額」という。）に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数に乗じて得た額とする。

附則

第二章 教育公務員の範囲

第三条 法第十六条第二項に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）
- 二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

(新設)

- 一 理事長又は副理事長
 - 二 理事
 - 三 監事又は会計監査人
- 2 法第十九条の二第四項に規定する政令で定める額は、基準報酬年額とする。
- 3 地方独立行政法人は、一部免除承認を得ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を設立団体の長に提出しなければならない。
- 一 法第十九条の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「役員等の損害賠償責任」という。）の原因となった事実及び役員等が賠償の責任を負う額
 - 二 法第十九条の二第四項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - 三 法第十九条の二第四項の規定により役員等の損害賠償責任を免除すべき理由及び免除額
- 4 地方独立行政法人が役員等の損害賠償責任（監事及び会計監査人が負う役員等の損害賠償責任を除く。）について一部免除承認を得ようとするときは、あらかじめ、監事（監事が二人以上ある場合には、各監事）の同意を得なければならない。
- 5 設立団体の長は、一部免除承認をしたときは、速やかに、その旨及び第三項各号に掲げる事項を設立団体の議会の報告するとともに、これらを公表しなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、一部免除承認を得た場合において、当該一部免除承認後に役員等に対し退職手当その他総務省令で定める給付を支給す

るときは、設立団体の長の承認を受けなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、法第十九条の二第四項の規定による役員等の損害賠償責任の一部の免除に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(設立団体が二以上である場合の特例)

第四十一条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第三条の二第六項、第七条第二号、第八条第二項、第九条第五項並びに第十条第三項及び第四項に規定する権限（次項に規定するものを除く。）の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2・3 (略)

(設立団体が二以上である場合の特例)

第四十一条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第七条第二号、第八条第二項、第九条第五項並びに第十条第三項及び第四項に規定する権限（次項に規定するものを除く。）の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 設立団体が二以上である申請等関係事務処理法人に係る第三十九条第二項の規定により読み替えて適用する第八条第二項並びに第九条第五項並びに第十条第三項及び第四項に規定する権限（関係市町村申請等関係事務処理業務に係る出資等に係る不要財産の処分に係るものに限る。）の行使については、当該設立団体の長が協議した上で、当該関係市町村の長に協議して定めるところによる。

3 設立団体が二以上である場合において、第十四条及び第三十五条の規定により規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（地方自治法の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替え） 第四十四条 法第四十七条の規定により合併特例区の財務について同条に規定する地方自治法の規定を準用する場合には、同法（第二百四十二条第十項及び第二百四十三条の二第一項を除く。）の規定中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>（地方自治法の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替え） 第四十四条 法第四十七条の規定により合併特例区の財務について同条に規定する地方自治法の規定を準用する場合には、同法（第二百四十二条第十項及び第二百四十三条の二第一項を除く。）の規定中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
（略）	（略）	第二百二十六条	合併特例区
（略）	（略）	第二百三十一条 条の二第三項	市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十四条ただし書
（略）	（略）	第二百三十一条 条の二第五項	市町村の合併の特例に関する法律第四十四条ただし書
（略）	（略）	市町村	合併特例区

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第二百三十二 条の六第一項 ただし書	第二百三十二 条の六第一項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	会計管理者	第二百三十五 条
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	合併特例区の長	市町村の合併の特例に關 する法律第四十四條た だし書

第二百三十七 条第二項	議会の議決	第二百三十五 条の二第二項	前条	第二百三十五 条の二第一項	監査委員	第二百三十二 条の六第二項	會計管理者	第二百三十二 条の六第一項	第二百三十五 条	市町村の合併の特例に關 する法律第四十四條た だし書
	合併特例区協議会（市町 村の合併の特例に關する 法律第三十六條第一項に 規定する合併特例区協議 会をいう。以下同じ。）		し書		合併市町村の監査委員		合併特例区の長			市町村の合併の特例に關 する法律第四十四條た だし書
					合併市町村（市町村の合 併の特例に關する法律第 二條第二項に規定する合 併市町村をいう。以下同 じ。）の監査委員		會計管理者			
					監査委員		合併特例区の長			
					會計管理者					

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

条の六第二項	第二百三十八	条の六第一項	第二百三十八	条の五第三項	第二百三十八	条の四第九項	第二百三十八	条第三項	第二百三十七
市町村長 議会の議決を経て、これを許可することができる	市町村の議会の議決を経なければならない	市町村の住民	市町村の議会の議決を経なければならない。この場合において、合併特例区は、合併市町村の議会の議決を経てする当該合併市町村の長の承認を受けなければならない	指定金融機関	長又は委員会	議会の議決	合併特例区協議会の同意	の同意	の同意
合併特例区協議会の同意を得て、これを許可することができる。この場合において、合併特例区は、合併市町村の議会の議	合併特例区協議会の同意を得て、これを許可することができる。この場合において、合併特例区は、合併市町村の議会の議	合併特例区協議会の同意を得て、これを許可することができる。この場合において、合併特例区は、合併市町村の議会の議	合併特例区協議会の同意を得て、これを許可することができる。この場合において、合併特例区は、合併市町村の議会の議	合併特例区協議会の同意を得て、これを許可することができる。この場合において、合併特例区は、合併市町村の議会の議	合併特例区協議会の同意を得て、これを許可することができる。この場合において、合併特例区は、合併市町村の議会の議	合併特例区協議会の同意を得て、これを許可することができる。この場合において、合併特例区は、合併市町村の議会の議	合併特例区協議会の同意を得て、これを許可することができる。この場合において、合併特例区は、合併市町村の議会の議	合併特例区協議会の同意を得て、これを許可することができる。この場合において、合併特例区は、合併市町村の議会の議	合併特例区協議会の同意を得て、これを許可することができる。この場合において、合併特例区は、合併市町村の議会の議

条第五項	第二百四十二	条第四項	第二百四十二	条第三項	第二百四十二		(略)	(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	議会及び長	監査委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	長	合併市町村の監査委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

条第四項	第二百四十二	条第三項	第二百四十二	(新設)	条第一項	第二百四十二	条第六項	第二百四十一	条第五項	第二百四十一	条第一項	第二百三十九	
関	議会、長その他の執行機	監査委員	長その他の執行機関	監査委員	若しくは委員会若しくは委員又は	住民	監査委員	議会	第二百三十三条第五項	監査委員	保管する動産(政令で定める動産を除く。)	保管する動産	決を経てする当該合併市町村の長の承認を受けなければならない
	長、合併特例区協議会	合併市町村の監査委員	長	合併市町村の監査委員	又は	区域内に住所を有する者	合併市町村の監査委員	合併特例区協議会	市町村の合併の特例に関する法律第四十五条第四項	合併市町村の監査委員	保管する動産	保管する動産	

	監査委員 聴かなければ	合併市町村の監査委員 聴き、当該意見を合併特 例区協議会及び合併市町 村の長に報告しなければ ならないものとし、合併 市町村の長は、当該権利 の放棄について、同項の 規定により合併市町村の 議会の議決を経ようとす るときは、あらかじめ当 該意見を合併市町村の議 会に報告しなければ	第二百四十二 条第十一項	監査委員	合併市町村の監査委員	第二百四十二 条の二第一項	住民 監査委員	区域内に住所を有する者 合併市町村の監査委員	第二百四十二 条の二第一項	の議会、長その他の執行 機関 若しくは議会、長その他 の執行機関	の長、合併特例区協議会 若しくは合併特例区の長 、合併特例区協議会		の執行機関	合併特例区協議会			
			第二百四十二 条の二第一項	住民 監査委員	区域内に住所を有する者 合併市町村の監査委員	第二百四十二 条の二第一項	の議会、長その他の執行 機関 若しくは議会、長その他 の執行機関	の長、合併特例区協議会 若しくは合併特例区の長 、合併特例区協議会	第二百四十二 条の二第一項	の執行機関又は職員に 対する	の執行機関又は職員に 対する 、合併特例区の長又は職員 に対する		執行機関又は職員に 対する	長又は職員に対して			

(略)	(略)	(略)	第二百四十三 条の二第二項	普通地方公共団体の長若しくは委員会 の委員若しくは 委員又は当該普通 地方公共団体の 長	普通地方公共団 体の長等	普通地方公共団 体の長等	第二百四十三 条の二第二項
(略)	(略)	(略)	(略)	普通地方公共団 体の長又は 合併特例区の長 又は	合併特例区の長 又は	合併特例区に 関する議決をし ようとする	第二百四十三 条の二第二項
(略)	(略)	(略)	(略)	普通地方公共団 体の長若しく は委員会	普通地方公共団 体の長等	議決	第二百四十三 条の二第二項
(略)	(略)	(略)	(略)	普通地方公共団 体の長若しく は委員会又は 当該普通地方 公共団体の長	普通地方公共団 体の長等	長	第二百四十三 条の二第二項
(略)	(略)	(略)	(略)	普通地方公共団 体の長若しく は委員会又は 当該普通地方 公共団体の長	普通地方公共団 体の長等	長	第二百四十三 条の二第二項
(略)	(略)	(略)	(略)	普通地方公共団 体の長若しく は委員会又は 当該普通地方 公共団体の長	普通地方公共団 体の長等	長	第二百四十三 条の二第二項
(略)	(略)	(略)	(略)	普通地方公共団 体の長若しく は委員会又は 当該普通地方 公共団体の長	普通地方公共団 体の長等	長	第二百四十三 条の二第二項
(略)	(略)	(略)	(略)	普通地方公共団 体の長若しく は委員会又は 当該普通地方 公共団体の長	普通地方公共団 体の長等	長	第二百四十三 条の二第二項
(略)	(略)	(略)	(略)	普通地方公共団 体の長若しく は委員会又は 当該普通地方 公共団体の長	普通地方公共団 体の長等	長	第二百四十三 条の二第二項
(略)	(略)	(略)	(略)	普通地方公共団 体の長若しく は委員会又は 当該普通地方 公共団体の長	普通地方公共団 体の長等	長	第二百四十三 条の二第二項

第二百四十二 条の二第四項	他の住民	区域内に住所を有する他 の者	(新設)
第二百四十二 条の二第七項	執行機関	長	(新設)
第二百四十二 条の三第五項	代表 監査委員	合併市町村の代表 監査委員	(新設)

第二百四十三	第一項	第二百四十三 条の二の二第 一項	第二百四十三 条の二第三項	第二百四十三 条の二第三項	監査委員	監査委員 聴かなければ	監査委員	村の議会の議決を経て する合併市町村の長の 承認を受けようとする 合併市町村の監査委員
(略)	(略)	(略)	(略)	合併市町村の監査委員	報告しなければ 見を合併市町村の議会に 報告しなければ	聴き、当該意見を合併特 例区協議会及び合併市町 村の長に報告しなければ ならないものとし、合併 市町村の長は、当該合併 特例区規則の制定又は改 廃について、同項の規定 により合併市町村の議会 の議決を経ようとする ときは、あらかじめ当該意 見を合併市町村の議会に 報告しなければ	合併市町村の監査委員	村の議会の議決を経て する合併市町村の長の 承認を受けようとする 合併市町村の監査委員

第二百四十三		第二百四十三 条の二第一項	第二百四十三 条の二第一項	第二百四十三 条の二第一項	監査委員	規則	会計管理者若しくは会計 管理者の事務	合併特例区規則	合併特例区規則の長の会計事 務
第二百四十三	監査委員	規則	合併特例区規則	合併特例区規則	合併市町村の監査委員	合併特例区規則	合併特例区規則	合併特例区規則	合併市町村の監査委員

<p>条の二の二第 三項及び第四 項</p>	<p>第二百四十三 条の二の二第 八項</p>	<p>監査委員が</p>	<p>議会の</p>	<p>得て</p>	<p>あらかじめ監査委員</p>	<p>その意見を付けて議会に 付議しなければ</p>
<p>条の二第三項 及び第四項</p>	<p>第二百四十三 条の二第八項</p>	<p>監査委員</p>	<p>議会</p>	<p>合併市町村の協議会の 得た上で、合併市町村 の議会の議決を経てす る合併市町村の長の承 認を受けて</p>	<p>合併特例区の長は、あら かじめ合併市町村の監査 委員</p>	<p>当該意見を合併特例区協 議会及び合併市町村の長 に報告しなければならな いものとし、合併市町村 の長は、当該賠償責任の 全部又は一部の免除につ いて、合併市町村の議会 の議決を経ようとするこ とは、あらかじめ当該意 見を合併市町村の議会に</p>
<p>合併市町村の監査委員</p>	<p>合併特例区協議会</p>					

第二百四十三 条の二の二第 九項	(略)	(略)	(略)	報告しなければ
(略)	(略)	(略)	(略)	

(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)

第五十条 地方自治法施行令第四百四十二条第一項及び第二項、第四百四十三条、第四百四十五条から第四百四十八条まで、第四百五十条、第五十二条（第一項第一号を除く。）、第五十四條から第五十八條まで、第五十九條、第六十条、第六十一条から第六十五条の八まで、第六十六條の二から第六十七條の十七まで、第六十八條の六、第六十八條の七第一項及び第三項、第六十九條から第六十九條の七まで、第七十条の二、第七十条の四、第七十条の五第一項及び第二項前段、第七十一条から第七十一条の六まで、第七十一条の七第一項及び第二項並びに第七十二条から第七十三条の三までの規定は、合

第二百四十三 条の二第九項	監査委員	合併市町村の監査委員
第二百四十三 条の三第一項	財産、地方債及び一時借入金 住民	財産及び一時借入金 合併特例区の区域内に住 所を有する者
第二百四十三 条の三第二項 及び第三項	次の議会	速やかに合併特例区協議 会

(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)

第五十条 地方自治法施行令第四百四十二条第一項及び第二項、第四百四十三条、第四百四十五条から第四百四十八条まで、第四百五十条、第五十二条（第一項第一号を除く。）、第五十四條から第五十八條まで、第五十九條、第六十条、第六十一条から第六十五条の八まで、第六十六條の二から第六十七條の十七まで、第六十八條の六、第六十八條の七第一項及び第三項、第六十九條から第六十九條の七まで、第七十条の二、第七十条の四、第七十条の五第一項及び第二項前段、第七十一条から第七十一条の六まで、第七十一条の七第一項及び第二項並びに第七十二条から第七十三条の二までの規定は、合

併特別区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（同令第六百六十九条の二第一号、第七百七十三条及び第七百七十三条の三の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特別区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

併特別区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（第六百六十九条の二第一号の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特別区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百四十五条 第一項	次の会議においてこれを 議会	速やかに合併特別区協議 会（市町村の合併の特例 に関する法律（平成十六 年法律第五十九号）第三 十六条第一項に規定する 合併特別区協議会をいう 。以下同じ。）
第百四十五条 第二項	地方自治法第二百三十三 条第五項	市町村の合併の特例に関 する法律第四十五条第四 項
第百四十六条 第二項	次の会議においてこれを 議会	速やかに合併特別区協議 会
第百五十二条 第一項、第四 項及び第五項	地方自治法第二百二十一 条第三項	市町村の合併の特例に関 する法律第四十七条にお いて準用する地方自治法 第二百二十一条第三項
第百五十五条	指定金融機関若しくは指	出納取扱金融機関（市町

(略)	(略)	(略)	第五十六條 第一項第一号	會計管理者若しくは指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関（以下この条において「會計管理者等	合併特例区の長、出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関（以下この条において「合併特例区の長等
(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)			

第五十八條 第三項	第五十七條 第二項及び第三項	第五十六條 第二項及び第三項	第五十六條 第一項	會計管理者若しくは指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関（以下この条において「會計管理者等」という。） 會計管理者等を	村の合併の特例に関する法律施行令第四十二條第二項に規定する出納取扱金融機関をいう。以下同じ。）又は収納取扱金融機関（同項に規定する収納取扱金融機関をいう。以下同じ。）
住民	會計管理者	會計管理者等			
合併特例区の区域内に住	合併特例区の長	合併特例区の長等			

第百六十四條	第百六十二條 第六号及び第 百六十三條第 八号	(略)	号 第一項第十五 号及び第十七	(略)	(略)	(略)	(略)
會計管理者又は指定金融 機関、指定代理金融機関 、 収納代理金融機関若し くは収納事務取扱金融機 関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
合併特例区の長又は出納 取扱金融機関若しくは収 納取扱金融機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第百六十四條	第百六十二條 及び第百六十 三條	第三項	第百六十一條	第一項	第百五十八條 第四項	第三項	第一項
會計管理者又は指定金融 機関、指定代理金融機関 、 収納代理金融機関若し くは収納事務取扱金融機 関	規則	他の	規則	會計管理者	規則	會計管理者又は指定金融 機関、指定代理金融機関 、 収納代理金融機関若し くは収納事務取扱金融機 関	規則
合併特例区の長又は出納 取扱金融機関若しくは収 納取扱金融機関	合併特例区規則	は	他の普通地方公共団体又 は	合併特例区規則	合併特例区の長	合併特例区の長又は出納 取扱金融機関若しくは収 納取扱金融機関	所を有する者 合併特例区規則

(略)		(略)				(略)		(略)			第五号	第一百六十四条	関
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	規則	規則	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	合併特例区規則		

の三第二項	第一百六十五条	規則	会計管理者	理金融機関	指定金融機関又は指定代	会計管理者	金融機関	指定金融機関、指定代理	条	地方自治法第二百三十五	第二項	第一百六十五条	第二項	理金融機関	指定金融機関又は指定代	会計管理者	地方自治法第二百三十五	第一項	第一百六十五条	(新設)	規則	関
																					合併特例区の長	合併特例区規則
合併特例区の長	合併特例区規則	出納取扱金融機関	合併特例区の長	出納取扱金融機関	し書	市町村の合併の特例に関する法律第四十四条ただし書	合併特例区の長	出納取扱金融機関	出納取扱金融機関	し書	合併特例区の長	出納取扱金融機関	出納取扱金融機関	し書	市町村の合併の特例に関する法律第四十四条ただし書	合併特例区の長	合併特例区規則					

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第六十五條 の四第二項	第六十五條 の四第三項	第六十五條 の四第五項	第六十五條 の五	第六十五條 の六第三項	第六十七條 の二第一項、 第六十七條 の七第一項及 第六十七條 の十六第一 項	第六十七條 の十七
會計管理者 指定金融機関又は指定代 理金融機関	職員	指定金融機関	市町村	會計管理者	指定金融機関又は指定代 理金融機関	条例で定めるものとする
合併特例区の長	合併特例区の長及び合併 特例区協議会の構成員	出納取扱金融機関	合併特例区	合併特例区の長	合併特例区規則	合併特例区協議会の同意 を得た合併特例区規則で 定めるものとする。この

(略)	(略)	(略)	第百六十九条 の二第二号	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	及び地方独立行政法人	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	、地方独立行政法人及び 普通地方公共団体	(略)	(略)	

第百七十一条 五第二項前段	第百七十条の 二第三号	第百六十九条 の二第二号	第百六十八条 の七第一項	第百六十八条 の六	第百六十八条 の六	
債権（地方自治法第二百 三十一条の三第一項に規	会計管理者	が行う	並びに	会計管理者 指定金融機関	会計管理者	
債権	合併特例区の長	う 又は当該合併特例区を設 けている合併市町村が行	に 、普通地方公共団体並び	合併特例区の長	出納取扱金融機関	合併特例区の長 場合において、当該合併 特例区規則は、合併市町 村（市町村の合併の特例 に関する法律第二条第二 項に規定する合併市町村 をいう。以下同じ。）の 議会の議決を経てする当 該合併市町村の長の承認 を受けなければ、その効 力を生じない

	(略)		(略)	第七十三條 第一項
	(略)	(略)	(略)	次の
	(略)	(略)	(略)	合併特例区又は合併市町村から同項の損害を賠償する責任（第三項及び第四項において「合併特例区」の長等の損害賠償責任「という。」の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給

<p>定する歳入に係る債権を除く。）</p>	<p>第七十一条の二 債権（地方自治法第二十三条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）</p>	<p>地方自治法第二十三条の三第一項又は前条</p>	<p>第七十一条の五及び第七十一条の六 第一項 債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）</p>	<p>(新設)</p>
<p>債権</p>	<p>債権</p>	<p>前条</p>	<p>債権</p>	

<p>普通地方公共団体の長等</p>	<p>同項</p>	
<p>合併特例区の長等</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の第二項</p>	<p>されるべき同法第二百三条の二第一項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項において「合併特例区の長等の基準給与年額」という。）に、次の</p>

	<p>普通地方公共団体の長等 「</p>	<p>合併特例区の長等」</p>
<p>第七十三條 第一項第一号</p>	<p>当該各号に定める 地方警務官（警察法第五十六條第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三條の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三條の二第一項又は第二百四條第一項若しくは第二項</p>	<p>合併特例区の長 二 それぞれ次に定める数を乗じて得た</p>

	<p>第七十三條 第一項第二号</p>
<p>の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p>	<p>地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給さ</p>
<p>合併特例区の職員 一</p>	

<p>第百七十三条 第二項</p>	
<p>次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額</p>	<p>れるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p>
<p>合併特例区の長等の基準給与年額</p>	

<p>第七十三條 第三項</p>	<p>地方自治法第二百四十三條の二第一項の條例</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律第四十七條において準用する地方自治法第二百四十三條の二第一項の合併特例區規則</p>
<p>第七十三條 第三項第一號</p>	<p>普通地方公共団体の長等の損害賠償責任</p>	<p>合併特例區の長等の損害賠償責任</p>
<p>第七十三條 第三項第二號</p>	<p>普通地方公共団体の長等が</p>	<p>合併特例區の長等が</p>
<p>第七十三條</p>	<p>普通地方公共団体の長等</p>	<p>合併特例區の長等</p>
<p>一部免責條例</p>	<p>合併特例區規則</p>	<p>一部免責合併特例區規則</p>
<p>普通地方公共団体の長等</p>	<p>合併特例區の長等</p>	<p>合併特例區の長等</p>
<p>普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を</p>	<p>合併特例區の長等の損害賠償責任を</p>	<p>合併特例區の長等の損害賠償責任を</p>
<p>普通地方公共団体の長等</p>	<p>合併特例區の長等</p>	<p>合併特例區の長等</p>
<p>普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を</p>	<p>合併特例區の長等の損害賠償責任を</p>	<p>合併特例區の長等の損害賠償責任を</p>
<p>普通地方公共団体の長等</p>	<p>合併特例區の長等</p>	<p>合併特例區の長等</p>
<p>普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を</p>	<p>合併特例區の長等の損害賠償責任を</p>	<p>合併特例區の長等の損害賠償責任を</p>
<p>普通地方公共団体の長等</p>	<p>合併特例區の長等</p>	<p>合併特例區の長等</p>
<p>普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を</p>	<p>合併特例區の長等の損害賠償責任を</p>	<p>合併特例區の長等の損害賠償責任を</p>
<p>普通地方公共団体の長等</p>	<p>合併特例區の長等</p>	<p>合併特例區の長等</p>
<p>普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を</p>	<p>合併特例區の長等の損害賠償責任を</p>	<p>合併特例區の長等の損害賠償責任を</p>
<p>普通地方公共団体の長等</p>	<p>合併特例區の長等</p>	<p>合併特例區の長等</p>
<p>普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を</p>	<p>合併特例區の長等の損害賠償責任を</p>	<p>合併特例區の長等の損害賠償責任を</p>

2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	の三	第三百七十三条	第四百七十三条	第三項第三号
						普通地方公共団体の規則	普通地方公共団体の長等の損害賠償責任	普通地方公共団体の長等の損害賠償責任
						合併特例区規則	賠償責任	合併特例区の長等の損害賠償責任

2 法第三十五条の規定は、前項の規定により読み替えて準用する地方自治法施行令第六十七條の十七に規定する合併特例区規則を制定した場合について準用する。	別表第五第二号から第四号まで及び第六号	市町村	都道府県及び指定都市	市町村(指定都市を除く。以下この表において同じ。)	の二	第三百七十三条	規則	合併特例区規則
						指定都市の区域内の合併特例区	都道府県及び指定都市	市町村(指定都市を除く。以下この表において同じ。)
						市町村の区域内の合併特例区	指定都市の区域内の合併特例区	市町村(指定都市を除く。以下この表において同じ。)